

認定申請手続き

※ 令和6年4月1日以降

1 提出書類 個人(成人)・法人

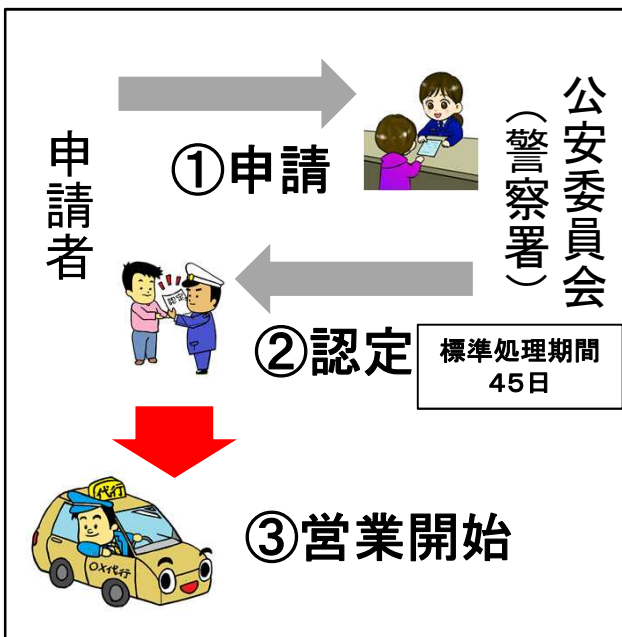
共通	★① 申請書	
	② 県証紙（12,000円分）	
個人	③ 住民票（本籍または外国人の場合は国籍の記載があり、個人番号の記載がないもの。）	
	④ 申請者の誓約書	
	⑤ 申請者に係る医師の診断書	
法人	⑥ 法人の登記事項証明書	
	⑦ 定款	
	⑧ 役員名簿	
	⑨ 役員の住民票（本籍または外国人の場合は国籍の記載があり、個人番号の記載がないもの。） ※ 役員全員分	
	★⑩ 役員の誓約書 ※ 役員全員分	
	⑪ 役員の医師の診断書 ※ 役員全員分	
共通	⑫ 代行保険契約の締結を証する書類 （対人8,000万円以上、対物及び車両200万円以上）	
	⑬ 任意保険契約の締結を証する書類 （対人8,000万円以上、対物及び車両200万円以上）	
	⑭ 随伴用自動車の車検証（写し）	
	⑮ 営業所に関する資料（賃貸契約書など）	
	安全 運転 管理 者	⑯ 住民票（本籍または外国人の場合は国籍の記載があり、個人番号の記載がないもの。）
		★⑰ 自動車の安全管理に関する経歴証書 ※ 車両10台以上の場合、副安全運転管理者を選任（書類⑯、⑰）
	⑱ 運転免許証（写し）	

★ 当ホームページからダウンロード可能

2 提出書類 個人(未成年)

営業を許可された未成年の場合		上記提出書類①、②、④、⑤、⑫～⑱ + 未成年者の登記事項証明書
相続人の場合	法定代理人が個人	法定代理人に係る上記提出種類①～⑤、⑱、申請者本人に係る⑯及び「法定代理人の誓約書」
	法定代理人が法人	法定代理人に係る上記提出種類①～⑤、⑫～⑱、申請者本人に係る⑯及び「法定代理人の誓約書」

3 提出先(主たる営業所を管轄する警察署)



欠格要件に該当する場合は、認定されない場合があります。

欠格要件

- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない場合
- 以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない場合 (執行猶予期間が終了した者は欠格要件に該当しない)
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - ・ 無免許運転、飲酒運転、過労運転などの下命容認を行い、又はそれに伴う車両の使用制限命令に違反して罰金刑に処せられた者
- 過去2年以内に営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為を行った場合
- 暴力団関係者等強い虞犯性が認められる場合
- 心身等の故障により業務を適正に実施することができない場合
- 未成年者が相続人の場合、法定代理人が欠格要件に該当した場合
- 安全運転管理者を選任しない場合
- 国土交通省令で定める基準に適合する代行保険に加入しない場合
- いずれかの役員が他の欠格要件に該当した場合 (法人のみ)

注意

- ※ 認定されない場合でも、申請手数料は返金されません。
- ※ 虚偽の内容で申請した場合、認定が取り消されるとともに、罰則の対象となります。

問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課027-243-0110 (内線5034)
- ・ 各警察署交通課